

会議名 総務・産業建設常任委員会

日時 平成30年12月6日(木) 午前10時～午後1時31分

場所 第2・第3委員会室

出席議員 委員長 櫻井伸賢 副委員長 榊谷規子 委員 大野慎治
委員 塚本秋雄 委員 相原俊一 委員 須藤智子
委員 梅村 均

説明者 総務部長 山田日出雄、市民部長 中村定秋、健康福祉部長 山北由美子、建設部長 片岡和浩、消防長 柴田義晴、教育こども未来部長 長谷川忍
秘書企画課長 伊藤新治、協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長 小松浩、同統括主査 小崎尚美、行政課長 佐野剛、同主幹 佐藤信次、商工農政課長 神山秀行、同統括主査 今枝正継、都市整備課長兼企業立地推進室長 西村忠寿、維持管理課長 高橋太、同統括主査 竹安誠、上下水道課長 松永久夫、同統括主査 大徳康司、子育て支援課長兼地域交流センター長 西井上剛

事務局出席 議会事務局長 隅田昌輝、同主事 高山智史

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第74号	岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について	全員賛成 原案可決
議案第88号	岩倉市道路線の廃止について	全員賛成 原案可決
議案第89号	岩倉市道路線の認定について	全員賛成 原案可決
請願第12号	岩倉市市民参加条例施行規則第6条(傍聴手続)見直しの請願	賛成多数 採択
陳情第13号	陳情書	継続審査

総務・産業建設常任委員会（平成30年12月6日）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、定刻になりましたので、ただいまから総務・産業建設常任委員会を始めたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

当委員会に付託されました案件は、議案3件、請願1件、陳情1件であります。これを逐次議題といたします。

当局から挨拶の申し出がありましたので、これを許します。

◎総務部長（山田日出雄君） 改めまして、おはようございます。

ちょっときょうは天気も悪くて、週末も少し冷え込んでくるようなところの天気予報がなされております。そういう中、月曜日は恐らく、今のところを見ると、この冬一番の寒さの厳しさということですのでけれども、その日には街頭啓発指導がありますので、ぜひともよろしくお願いをいたします。暖かくしてきていただければなと思います。

今回、この委員会のほうに付託されております議案、それぞれ皆さん活発な御意見等をいただきまして、御質問等をいただきまして、慎重に御審議をいただければと思います。よろしくお願います。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

ここでお諮りをいたします。

請願・陳情で陳述される方がお見えになっております。通常であれば議案の審査から入るところでございますが、請願・陳情から審査に入りたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

よって、さよう取り扱いをいたします。

それからもう一点、行政側にお願いをいたします。

本日は、答弁をいただく職員にあっては着席のまま御発言をください。今まで立って御発言をいただいておりますけれども、きょうのこの委員会に限っては、座ったまま御発言をいただきますようお願いを申し上げます。

それでは、請願に入りたいと思います。

請願第12号「岩倉市市民参加条例施行規則第6条（傍聴手続）見直しの請願」を議題といたします。

請願者より意見陳述したいとの申し出がありましたので、これを認めます。

それでは、意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（甲山海緒君） 本日は、陳述の機会をいただきありがとうございます

ます。

また、市議会議員の皆様には貴重なお時間をいただき、この請願に対して一緒に考えていただいたことに感謝いたします。

私は、友人が委員として参加していた岩倉市公立保育園適正配置方針に係る懇話会に関心があり、傍聴をさせていただきました。懇話会では30年後の未来を見据えた内容が話し合われていました。子どもの人口減少や保育園の予算を中心に考えられた方針案が示されて、市民委員には大変難しい審議が毎回行われていました。

傍聴者へは、市議会とは違い厳しいルールが示され、マイク等を使われていない聞き取りづらい環境の中で傍聴することを求められました。

会議の傍聴について示された決まりでは、会議の5分前に会場に入ること。受付簿に氏名・住所を記入することが求められました。許可を得ず撮影、録画、録音を行うこと、みだりに傍聴席を離れることが禁止事項として書かれていました。会議で配付された資料に関しては、受け取った資料を返却することと示されていました。

懇話会の議事録は、毎回ホームページで公開されていますが、私が傍聴で得たものとは異なる解釈に書きかえられていると感じました。また、友人である市民委員の発言が省略されたこともありました。

事実確認したいと考え、会の録音データを情報公開請求しましたが、岩倉市として所有していないという理由で公開されていません。

全文記録とされている議事録は、要約筆記でいいのでしょうか。要約した際は、会議内で議事録の確認をしなくていいのでしょうか。市民の意見を聞くための懇話会で、市民委員の発言は省略されていいのでしょうか。会の録音データは、市が所有し管理していなくてもいいのでしょうか。市民委員の発言がどのように守られるのでしょうか、大変疑問です。

今後も市民が参加する会議が行われると思います。議事録が正確に作成され、市民の意見が会に反映されていくことを望んでいます。

請願内容なんですけれども、岩倉市自治基本条例第4条、自治の基本原則第2号にある第17条、情報公開と個人情報の適切な取扱い第1号に基づいて、個人情報を除く市民が求める情報を正確に提供することを求めます。

もう一点が、執行機関が開催する会議も、市議会同様に開かれた会議となるように、岩倉市市民参加条例施行規則第6条、傍聴手続の見直しを求めます。

以上です。ありがとうございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

それでは、市民参加条例施行規則を配ってください、お願いします。当該条例になりますので。

ちょっと資料配付の間、休憩します。

(休 憩)

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩を閉じて、再開をいたします。

それでは、質疑に入ります。

それぞれ委員の方、陳述人がお見えになっておりますので、今の御発言等を受けまして、質疑をしていただきますようお願いを申し上げます。

◎委員（相原俊一君） 陳述人におかれましては、御苦労さまでございます。

先ほど陳述の中でお話があったように、傍聴の件のお話がありましたね。傍聴のやつ全部読んでいただきましたけど、改めて確認なんですけれども、これは、そういうことを求めているということですか、傍聴手続。

◎陳述人（甲山海緒君） 私のほうから、第何条の何を変えてほしいという具体的なものが言えるのかどうかはちょっとわからないんですけども、議事録の書きかえがあった疑いがあるという事実があり、友人の委員の発言が削除されたというのは市当局のほうでも認められて、議事録の修正が行われました。そういったことがないようにしていただけるように議論いただけたらと思っています。以上です。

◎委員（相原俊一君） 今、岩倉市議会としては、傍聴手続一切なしということになっているんですけど、そのことを陳述人の方も求められているということではよろしいわけですか。

◎陳述人（甲山海緒君） 市議会は市民の参加がなく、懇話会に関しては市民が参加する会議になるので、例えば、むやみに撮影とか録画とかをしていいふうにしてほしいというふうには願ってはいません。

ただ、議事録が書きかえられないような手段を考えていただきたいと思っています。

◎委員（相原俊一君） 今、陳述人の方がおっしゃいましたけど、懇話会とかとおっしゃいましたよね。私が質問したいのは、執行機関が開催する会議の中の全部じゃなくて、懇話会のようなものという特定の会議ですよ。それとも岩倉市が開催する全部の会議の、傍聴するしないは、それぞれ傍聴の方の都合があるでしょうけど、そういう手続も一切なしにしてほしいということなんですか、その辺の確認なんですけど。

◎陳述人（甲山海緒君） 会議の中にも公開されていない会議もあると思いますし、個人情報を含む会議などもあると思います。そこをむやみに録音したいというものではなくて、個人情報が含まれない会議に関しては録音など

をさせていただければと思っています。

◎委員（須藤智子君） 当局にちょっとお尋ねしますが、今、陳述人が議事録の修正が行われたと言っていますが、書きかえられたというふうにおっしゃってみえますが、その確認を当局にいたします。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） 会議録が書きかえられている疑いがあるという内容に申しまして、私どもとしては、書きかえはしておりませんというふうにお答えをさせていただきます。

まず、議事録のところが、確かに全文記録というふうにはなってございますが、一言一句全てをそのまま会議録になっているということではなく、ある程度、確かに会議録にする際には話の流れ等も捉えながら会議の形にはしてございます。なので、そこが一言一句でない、先ほどの中で要約筆記ではない全文記録だというやりとりがございました。その中で、一言一句全く同じように書きおろしていないということであれば、それは要約筆記だという趣旨になるかというふうには理解をしております。その中で、私どもがある程度要約に近い形にはなるという御理解の中で申し上げれば、発言を会議録にした際に、委員みずからが、私のここの部分の発言に関しては、ちょっと抜けている部分があるのではないのでしょうかというお申し立てをいただきましたので、それは確認をさせていただき、そのような形に修正をさせていただいたという部分でございますので、御自分が発言されたつものところ全てが、確かに載っていなかったということに関しては事実であったということでもありますので、その部分は正しく本人の発言のとおり掲載させていただいたということで、意図的に別の内容に書きかえたということはしてございませんので、よろしく願いをいたします。

◎委員（須藤智子君） 懇話会では録音・録画が認められていないとありますが、これは、やはり申し出があっても認められないということですか、懇話会では。何かほかの会議でとか、そういう執行機関が行う会議だと、そういうただし書きで許可を得れば録音できるとか、そういう項目があると思いますが、お願いします。

◎教育子ども未来部長（長谷川 忍君） これは、今お配りいただきました市民参加条例施行規則に沿ったルールにしております。この辺の趣旨は、やはり市議会とは違って、公募の市民の方とかいらっしゃる会議なものですから、録画されたり撮影されたのがネット上に流れるとか、場合によっては加工されるということも防止したいということもありまして、市の全体のルールとして定めたものに沿ってしてございました。ですので、書面で用意して、傍聴の方にはお渡ししていたというところでございます。

◎委員（須藤智子君） もうちょっと確認しますが、許可を得ればできるとか、そういうことはないんですか。絶対に録音・録画はだめということですか。

◎協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

今、皆様にも市民参加条例施行規則をお配りさせていただいているかと思いますが、ここの第6条第2項の第3号におきまして、「許可を得ずに」ということをございますので、理由があつて許可を得ていただければ撮影、録画、録音等を行うことができるということをございますので、その状況によって判断をしていただいているということになりますので、よろしく願いいたします。

◎委員（大野慎治君） 許可を得る場合は、委員会だったら委員長、懇話会だったら会長とかに許可を事前に得ていれば、録音・録画は可能だということですか。誰の許可を得るんですか。

◎協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

許可につきましては、その審議会等を取りまとめている長、その会議の中で許可を皆さんに、全委員含めて長の許可を得ていただくということをございます。

◎委員（大野慎治君） 今回の保育園の適正配置方針に係る懇話会、業者に委託した場合、録音データは業者のものだという考えですが、議事録を当局が確認するために、当局側でどうして録音をしないんですか。普通は確認するために、委託業者から出てきたものであつても、確認するために当局側でも録音をする必要があるんじゃないでしょうか。見解をお聞かせください。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） 今回の懇話会の中では、コンサルに業務を委託しておる中で、運営補助というところをお願いをしておる中で会議録の作成もお願いをしておりました。その会議録を作成するに当たり、その内容をより正確に期すために、業者のほうのみずから録音をして会議録はつくっていただいているものと理解をしております。

私どもとしては、会議録のお願いをしている中で、個人の判断で確かに録音をとるということはあつたかもしれませんが、私どもとしては、私どものほうで、例えばノートに自分でメモをとるなりということをしてしながらやっている程度で、特に、必ず録音をとろうということではとっておらなかったというところは事実でございます。

◎委員（大野慎治君） それでは、ほかに委託業者に委託しているときも同じで、録音はしていないという、市役所全体で委託した場合は録音はしていないということなんですかね。全体的な考え方なんですか、それは。たまた

ま保育園適正配置方針だけが録音をしなかっただけで、ほかの委員会や協議会、何か委託したものについての議事録というのは、当局はとっていないという見解なんですかね。

◎総務部長（山田日出雄君） 全てを確認しているわけではないですが、とっている場合もあるかもしれません、それは。ただ、今回の分はなかったということでありまして、基本的にコンサルに業務委託をするような場合は、会議録が正しくできていればいいということですよね。別に録音をしなくても、その場で正しくできていればいいというのが、それが成果品としてあるということです。

◎委員（大野慎治君） 成果品としてあるというのは、録音しないと正確には期せないのだから録音をとるんだと思いますが、例えば委託業者さんに委託した場合の録音データというのは、委託の内容で会議録をとるためにデータをとられているので、それは市の所有物、委託契約した中に入っているもので、そのデータというのは市のものという考えはないのでしょうか。委託業者さんの所有する文書で、公文書ではないと。委託業務内のものなどは公文書扱いはしないということなんですか、見解をお聞かせください。

◎総務部長（山田日出雄君） 先ほども申しましたけれども、支援業務、いわゆる業務委託の中で、こちらとして成果品として求めるのは会議録であります。ですので、それをどういう形で業者が会議録にするかどうかというのは業者の判断であって、仮にそれを、ICレコーダーによる録音によって会議録を起こす。ただ、市とすれば成果品としての会議録が納品されていればいいと。つまりICレコーダーの録音データというのは市のものではないという判断です。

◎委員（大野慎治君） そうしますと、会議録で欠落していた発言が、趣旨が違っていたというのはどうやって確認をとるんですかね、当局は。委員さんから御指摘があったときに、どうやって確認をとるんですか。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） 今回に関しましては、委員様が、私の発言が、ここの発言がこういうふうだったと思いますので確認をお願いしますというふうにお申し出をいただきましたので、その内容をコンサルタントにお示ししまして、このような御発言があったので、これの確認をしてほしいとお願いをして、それに対して回答をいただきましたので、それを改めて委員長・副委員長にお示しをしてから会議録のほうの修正はさせていただいたという流れでございます。

◎副委員長（梶谷規子君） 今、課長がお答えされたことでまたお聞きしたいんですが、部長が答えられたのかな、成果品として会議録を市がいただく

ということを言われましたけれど、この懇話会の会議そのものは、市が設置して、市が開催する責任があるわけですから、その会議の録音というのが、やはりコンサルに議事録は任せている、議事録はコンサルに委託しているわけではありますが、会議そのものの設置責任、会議を開催するところは岩倉市でありますから、やはり録音データが市が持っていないということが、私は非常に不思議でした、率直に。市が保有する公文書でないということで、非公開だったということで請願趣旨で述べられていますが、やはり録音データというのは、コンサルに委託しているとしても、その会議そのものが市が設置して市が開催しているわけですから、その中身というのは市がきちんと責任を持って把握する必要があるんじゃないかなと思うんですが、どうでしょうか。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） 成果品の中には、会議にかかわった資料一式というところがございますので、最終的な会議録というのは納めていただいていると。その中に、ただ録音データを成果品として提出しなさいということは求めておりませんので、実際に私どもの会議にも限らず、必ず録音をとって会議録を作成しているものばかりではないというふうに認識はしておるところでございますが、今回の会議につきまして、会議録の内容は、まずいただいたものを委員長・副委員長に順番に確認をした上で御了承いただき、その後に個別の委員さんにもお示しをしております。その後に、最終的にホームページ等アップをしておるものがございますので、もしその要約の中で自分の御趣旨等が異なるところがあれば、そのタイミングで御意見をいただければ、再度確認とか調整はできるものであるというふうに理解をしております、今回もそのような流れをとりまして会議録という形。ただ、たまたま今回は、時を後にして、委員からそういう御修正の確認の内容をいただきましたので、時期はずれたんですけれども、後から会議録は修正させていただいたというものでございます。

◎委員（大野慎治君） 請願者に御質問です。

済みません、市民参加条例施行規則第6条の傍聴手続の見直しを求めますということですが、ちょっと具体的にこういう項目を直してほしいというのを御発言していただけますでしょうか。

◎陳述人（甲山海緒君） 1点は、会議資料が配付されるんですけど、それが持ち帰れない状況、絶対に持ち帰れない状況がありました。とにかく難しい内容なので、メモをとることもできないので、ただただ聞くしかないという状況でした。なので、資料を配付していただけるようにしてほしいです。できれば。個人情報がかかっていないもの。

あと、その写真撮影と録画に関しては、私は望んでいないんですけれども、市に録音データの公開をお願いしたら、公開してくれると思っていました。なので、録音が聞けないというのはとても違和感があるので、非公開にするのであればこちらで録音できるようにしてほしいというふうに思っています。

あと、「許可を得ずに」のところなんですけれども、私、第6回の懇話会の際に、息子を預けられなくて息子を連れて同席させて傍聴に行ったんですけれども、2時間近くの会議で、息子がちょっと飽きてきて、このiPadで扇風機を撮影して遊びだしたんですね。それを強く叱られまして、退席するように求められたということがあったので、そんなに厳しいものなのかなというところはすごく疑問に感じました。以上です。

◎委員（大野慎治君） 今、そういう請願の詳細な中身だということだったんですが、会議の長が傍聴人に対して非公開情報を除く会議資料を貸与するものとするという、貸与ということになっていますが、これを公開というか、持ち帰りできない理由、会議によっては多分、会長の判断によって違うと思いますが、これを、僕たちも認めておりますけど、この理由というのはどういった理由でこれをあえて貸与と、持ち帰ることができないということになっているのか、当初の考え方を改めてお聞かせください。

◎協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

まず、こういった会議、審議会等で用います資料につきましては、やはり内容が未定であったり、あと、こういった審議会が行われた後に変更・訂正等多くあるという状況もございますので、後々誤解や混乱を招くといったことを防ぐために持ち帰りを認めていないという形にさせていただいておりますが、審議会等終了後は、速やかにホームページなどで公表をさせていただいているということでございます。

◎委員（大野慎治君） ということは、ほとんど変更がなくて、そのまま速やかにホームページに上がるようなものだったら、別に必ず返却しなくても、原則論ではそうだけど、場合によっては持ち帰ってもいいよと、会長の御判断で持ち帰っていい会議もあるというふうに思うんですが、そのように、ちょっと表現が難しいですけれども、そういうふうに変更はできないものなのでしょうか。ここで聞くことではないけど、変えるべきだと、僕も原則論を変えらるべきだと思うんですが、見解はいかがでしょうか。ちょっと答えが難しいと思いますが。

◎協働推進課長兼市民プラザ長兼市民活動支援センター長（小松 浩君）

原則といたしましては、今ここにございます手続が適切というふうに考えておりますので、直ちに変更するという考えはございません。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか質疑ある方。

◎委員（須藤智子君） 請願者にお尋ねします。

①の個人情報を除く市民が求める情報を正確に提供することを求めますとありますが、もし公開請求に対する決定に不服がある場合は、行政不服審査法に基づき審査請求ができるんですね。だから、その審査請求があった場合には、その実施機関が岩倉市情報公開個人情報保護審査会に諮問して、審査会は慎重に審査した上で、諮問に対する答申をしてくれると思うんですけど、この審査会には訴えはしなかったんですか。

◎陳述人（甲山海緒君） 訴えていないです。それは、録音を聞けないと、本当に書きかえがあったかどうかを自分で確かめることができなかったからです。私たちが確実に書きかえがあったことを認識しないで審査会上げるとするのは、あり得ないことなのかなと私は思っています。

記憶しか今はないので、その材料が。なぜ録音を出してくれないのかなと思っています。

◎委員（須藤智子君） この審査会に不服審査を申し立てるときは、正確な情報を提供しなきゃいけないということですか。なったかもしれないとか、修正されたかもしれないから調べてくれということとはできないのか、当局にお尋ねします。

◎行政課主幹（佐藤信次君） 決定に対して情報公開審査会に審査請求を求める手続というのは、決定があった事項と、あとそれに対する趣旨と、あとお名前とか必要事項ですね、どういった請求であったかとか、そういうことを書いていただければいいものですから、その一つ一つ、その中身のどこを直してほしいとか、そういうことまで求めるものではないということでございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、質疑いかがでしょうか。

◎委員（梅村 均君） いろいろ今までの質疑で大体わかってきているところではありますが、改めてちょっと確認をさせてもらいたいところがありまして、請願人の方ですね。

請願事項の②の中に、市議会同様に開かれた会議となるよという表現があります。市議会のほうは傍聴のための手続が一切必要ないとか、録画、写真撮影、動画撮影もできるというふうになっております。この点について、いろいろ先ほど御回答でむやみにそういうことをするということを願っているわけじゃないということは御発言いただきましたので、理解はしたところなんですけど、あえてこうやって書かれているので、この市議会同様に開かれた会議というのは、一つの例えということで捉えていいんでしょうか。ある

種、市議会は市議会としてできる開かれた議会、執行機関は執行機関でできる開かれた会議となるようにしてほしいという。全く市議会と同じにするという意味ではなくて、一つの例えを表現したにすぎないという、議会は議会として開かれたもの、執行機関は執行機関として開かれたものにしてほしいという、そういう受けとめ方をしているかどうかというところです。

◎**陳述人（甲山海緒君）** 懇話会など市民が参加する会議は開かれているのが当然だと私は思っています。傍聴もできるし、市民が参加できるもと、会が行われるのが普通であって、なぜ隠されることがあるのかが理解できません。という意味の市議会同様に開かれた会議というもので、ルールを市議会と同様にしてくださいというのではなく、市民が参加できるようにしてほしいというものです。

◎**委員（梅村 均君）** 先ほど傍聴手続の中の内容のことで、少し感じていることを二、三おっしゃられたんですけど、冒頭ではなかなか条例の中身のことまではちょっとわからないというか、言えないというか、そんなような発言もあったんですけど、その中身のことまではこの請願事項に書かなかった理由とかがあって何かあるんですか。この事項を見る限りは、傍聴手続6条をちょっと包括的に見直しというふうで受けとめるんですけど、そういうことでよかったんでしょうか。

◎**陳述人（甲山海緒君）** 本心としては、6条を変えてほしいという気持ちはあるんですけども、懇話会の委員などで市民が参加しているものになると、ここで守られていないと危ないこともあり得るのかなと個人的に思ったので、その部分をちょっと議論いただければと思っています。

◎**委員（塚本秋雄君）** 当局にお尋ねいたします。

委託契約の中に、会議録のデータ、録音のことについて詳しく書いてあるんでしょうか。

◎**子育て支援課長（西井上 剛君）** 契約書に詳しく会議録を作成するところまでも、言葉としてはございません。会議の運営支援という表現の中です。当然録音データ等を納めるというような言葉等も、録音することということも契約書にはございません。

◎**委員（塚本秋雄君）** 委託するとき、当然、当局が録音しなければ、委託業者が録音したならば、その録音データは市に納めるものとして書けると思いますけど、書かないのか、書けるのか、そこはいかがでしょうか。

◎**総務部長（山田日出雄君）** 済みません、ちょっと一般論になってしまうかもしれませんが、先ほど来お話をさせてもらいましたが、市が求めている委託業者への成果品というのは、会議録であります。それを、例えば

録音データは、それを業者が録音データを使用して起こすのか、あるいは全て記述で起こすのかとか、あるいはその場でパソコンを打っていることもあるかもしれませんが、そうした過程というのは、市としては求めておりません。ですので、一定契約書の中には、そうしたものを個別具体的に記述をしていることはないということでもあります。

◎委員（塚本秋雄君） これは自治基本条例から来ておる市民参加条例だと思います。そうすると、この審議会等の等の中に入って、意見交換会、あるいは市民公聴会、市民討論会もあるんですけど、それらも全て委託した場合は、録音データは市では保存せず、全部委託業者へ委託した場合は委託の会議録をもって提供するという考え方ですか。

◎総務部長（山田日出雄君） その個々の会議体の中でどういうふうに取り扱うというのは、全てを確認しているわけではないですが、市として委託業者から求めるのは、先ほど来の繰り返しになりますけれども、成果品としての会議録、あるいは、例えば、先ほどお話がありましたけれども、例えば市民討論会という例示がありましたけれども、それも、例えばその部分を一字一句議事録を起こして、例えばワークショップであったり、それぞれのテーブルの議事録を一個一個起こして、全て納品していただくということは求めておりません。

◎委員（塚本秋雄君） 何度も繰り返しますけれども、市の普通の会議であって、市の機会で作って、市の、いわゆる市民参加条例でない会議もたくさんあると思います。教育委員会もあれば、農業委員会もあります。それとはこれはちょっと違って、市民参加条例に基づく会議だったと思います。そのためには、基本的な執行機関の責任として、市政とまちづくりに関する情報の積極的な提供というのがうたわれています。それと同時に、市民参加条例ということは、議会も入れない、市民と行政の協働での会議だと思いますから、その場におけるのは市民と行政は同じ情報の上で取り組む作業じゃないでしょうか。

◎総務部長（山田日出雄君） 少しその議論が違うのかもしれませんが、私の今からのお答えは。

先ほど来の繰り返しになりますけれども、あくまでも、この会議録をどういうふうな形で作成し、その結果をどういうふうに市が保管、あるいは所有していくかというところの問題でありますので、今のような御質問の中でいくと、それは少し我々が今ここでお答えをする分とは違うのかなというふうには思います。

◎委員（塚本秋雄君） 請願の趣旨の中に、議事録は全文記録と書いてあり

ますけど、これは全文記録というのは、そういう表現でよろしいでしょうか。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） 公開をするときの様式、一定の様式のフォーマットのところに、要点記録、全文記録、その他とってチェックをするところがございます。そこの部分には、確かに全文記録とってチェックをして今回は公開しておりました。ただ、会議録の書き方としましては、全体的にはちょっと、全庁的なところだとは思いますが、まずこの懇話会に限って話をさせていただきますと、さきに申し上げましたとおり、一言一句、「てにをは」まで変えないような形ではなく、ある程度、本当に箇条書きの要約ではなく、全文には近いもので要約をしてあるところについてを全文筆記というチェックをつけて公開をしておいたという事実でございます。ですから、その一言一句が抜けている部分があるようなものは、全文記録ではなく、要点筆記というふうにするべきではなかったかという御質問をもしいただくとすれば、そこは要点筆記としてチェックをして出すべきではあったかもしれないと。それは一言一句でなければ全文ではないだろうという議論になるのであれば、そこはそういうことでも十分考えられるとされているという意味での全文記録というところで今回は公開をさせていただきます。

◎委員（塚本秋雄君） じゃあ最後に、これから市民参加条例における審議会等については、議会の議決をもってやる場合については、そこら辺のデータも含めて情報公開法と照らし合わせながら、私は検討したいと思えます。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか。

◎副委員長（梶谷規子君） 済みません、繰り返しになるかもしれませんが、やはり、今、課長が全文記録のチェックだったために全文記録で筆記が抜けている部分があったということは、コンサルのほうもそれを認められたわけですから、認めて書き直されたという経過があるということをおっしゃいましたが、それが抜けているかどうかというのをコンサルが認める前に、やはり委託している業者に丸投げではなく、やはり市が設置した懇話会、市が責任を持って開いた懇話会でありますので、やはりその録音データで市も確認をして、どこがどのように抜けていたのか、市民からそういった情報公開の請求があれば、そういう対応は必要じゃないかと思うんですが、どうでしょうか。やはり、委託に余りにも丸投げ過ぎているんじゃないか、会議一つ一つは市が責任を持って設置すべきだと、市が責任を持って把握すべきだということを思うわけですが、いかがでしょうか。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） 会議録につきましては、当然今申し上

げているようにコンサルが作成してきている部分でございます。当然それを、上がってきたものに関しては、委員長・副委員長にも確認を得るわけですが、その前に私ども、私であり会議に出ている担当でありも全体の流れは、流して読みながら自分で資料等に書き込んであるようなメモ等も確認をしながら全体の流れを把握して、これで十分な内容であるというふうな理解はさせていただいた上でやってございますので、責任としては私どものほうも十分とらせていただいた上で、委員さんにはお願いをしているという理解をしております。

あと、済みません、ちょっとこの場をかりて1点だけ、先ほどの流れの中で、ちょっと確認という意味で、事実のお話をさせていただきたい部分があるんですが、よろしいでしょうか。

◎委員長（櫻井伸賢君） 構いません。

◎子育て支援課長（西井上 剛君） 会議のところでお子様はちょっと写真を撮られているところでの退席を求めたというところがありましたので、ちょっとこの事実というか、経過だけをお話しさせていただきたいと思っております。

その会議の場で注意をしたのは私でございます。後ろでシャッター音がちょっと連続でしてございました。なのでシャッター音だけでしたので、どの状況かがわからなかったものですから、私が後ろへ行って、シャッター音だけでしたのでちょっと撮影をやめていただきたいと思いますというような発言をさせていただきましたら、子どもがこのようなものを遊びで撮っているだけだといって、実際にその扇風機を撮っているんだよという写真をお見せいただきましたので、そのあたりの注意は直接お子様のほうにさせていただければというふうに言われましたので、ちょっと撮るのはやめてくださいねというようなお話をさせていただきましたが、決して退席だけは求めておらんということだけはお願いをしたいと思っております。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、質疑ございますでしょうか。

[挙手する者なし]

◎委員長（櫻井伸賢君） ございませんね。

それでは、議員間の発言で、それぞれ御確認をしたいということや、それぞれ御自身の主張がされたいということがあれば、それぞれお願いをいたします。

◎委員（須藤智子君） 請願者のこの請願趣旨の最後の文章がありますけど、執行機関が開催する会議も省略等が行われないう、また委員の意見が尊重されるよう開かれた会議になることを求めますという趣旨はわかります、十

分に。ですが、請願事項になりますと、やはり当局のお考えもありますし、私は②の市議会同様に開かれた会議、傍聴規則とありますけど、この市議会の傍聴規則も決めるとき、私だけ反対したんですね。それで決まったことなので今は従っておりますが、やはり何か事件がないと改正はされないかなあとは思っていますが、ちょっと余りにも無防備過ぎるかなという感じも持っております。だから、請願事項については、ちょっといろいろ考えさせられるところがあります。

◎委員（相原俊一君） 委員長が賛成か反対かと言ったら反対です。ただ、議員間討議の中で一部趣旨採択、そちらのほうであれば、そちらのほうの方がベターかなとは思っております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか。

◎委員（大野慎治君） 私自身は、請願者が傍聴手続等の中の6条の第2項の(3)許可を得ず、写真撮影、録画、録音等を行うこと、実際は、会長や委員長さんがいらっしゃっても、会議直前で来られてお願いできる時間って、実は短いんですね。非常に許可を得るといのがなかなか難しいという。確かにそのとおりでと思います。許可を得ずといのがなかなか難しい手続になっているぞといところは、ちょっとどのように見直すかといのは検討の余地があるのかなと。また、「会議の長は」とは書いてありますが、会議資料を貸与で返却ということになっていますが、原則、公開しても問題はないのではないかと僕は考えています。資料を返却しなくてもいいのではないかと、そういった会議もあるのではないかと。場合によって中身に変更点があるというときは、ちょっと今回は返していただきたいと、変更点がない場合は、そのまま公開しても特に問題はないのではないかと私は考えています。

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、済みません、議員間で討議してください。

◎副委員長（榎谷規子君） 請願事項の岩倉市自治基本条例の第4条、第17条に基づいて、個人情報を除く市民が求める情報を正確に提供することを求めますという請願事項になっているんですが、私も自治基本条例をしっかりと4条、17条が中身がどういったものなのか、正確につかんでいなかったもので、改めて4条、17条を読んでいったんですが、やはりこの中身を読ませてもらっていいでしょうか。4条では、岩倉市における自治の基本となる原則は次のとおりにしますということで、(1)から(5)まであります。

(1)が市民主体の原則。市民は自治の担い手として、それぞれの個性、能力等を発揮し、自覚と責任を持って市民主体のまちづくりを推進します。

(2)情報共有の原則。市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報

を互いに提供し、共有します。(3)協働の原則。市民、議会及び執行機関は、協働してまちづくりを推進します。(4)信頼の原則。市民、議会及び執行機関は、互いに尊重し合い、常に信頼関係を築くための努力をします。(5)信託による市政の原則。議会及び執行機関は、市民の意思を尊重し、市民からの信託に基づき市政を行います。これが4条です。

それで、17条も非常に中身が濃い内容がありますので、済みません、読ませてください。

17条は、議会及び執行機関が保有する情報は、市民との共有物であって、積極的かつわかりやすい形で公開に努めるものとします。2項、議会及び執行機関は、その保有する個人情報と適正に管理し、個人の権利及び利益を保護しなければなりません。3項、情報公開及び個人情報の保護に関し必要な事項は、別に条例で定めるものとしますということで、やはりこの4条、17条に基づいて、個人情報を除く、市民が求める情報を正確に提供することを求めますという請願項目は、非常に私は受けとめていきたいというふうに思います。

(2)の、やはり市議会同様に開かれた議会になるようにということで、全て写真撮影も録画もオーケーにしてほしいというまでは、請願者は言われていないということも先ほど言われていました。もちろん議員はどれだけ写されてもいいわけですが、市民の会議は、公募の市民やいろんな市民の方が参加する中で、むやみに写真撮影や録画などは求めていないということも先ほどおっしゃっていらした中で、だけど、より傍聴しやすい開かれた議会にしてほしいんだということも、先ほどいろんな場面で言われていましたので、やはりこの請願は議会として受けとめていくべきではないかなと思います。以上です。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほかの委員の方、あれば。

◎委員（塚本秋雄君） いろんな委員会は、それぞれの条例に基づいて、あるいはそれぞれの審議会の会長さんなり委員長さんが判断することがあると思いますけれども、岩倉市の市民参加条例に基づく傍聴の手続について、やはり市民が主役で、市民が自治基本条例から流れてきている思い、市民を主体とした市民参加条例でありますから、ぜひ、傍聴手続、多分市民の方に聞いたことはないと思いますけれども、もちろん、私議員をやっていますけど、私も聞いたことはないんですけれども、一度市民の意見を聞いて、これでよければよしとするし、見直しをするということであれば、今回見直ししてくださいと市民の意見が出てきておると私は思っておりますので、この見直しについては一度、これを機会にやったらいかがでしょうかと問います。

◎委員（梅村 均君） 市民参加条例や、こういう規則は、議会のほうでも2年前、いろいろ議論はされてきたものだと思いますので、責任もあって、本当に見ていかなければいけないと思いますけど、私、結論的には、先ほど言われた趣旨の前段部分というのは、いろいろ処置がされているのであれですけど、最後の2行の趣旨ですね、やっぱり開かれた会議になること、委員の意見が尊重されて、省略なんかも起こらないようにということで、開かれた会議になることをという趣旨は、本当にそうであるなと思います。

そういう意味で、そういうことを求めていくということで、その趣旨も事項もそんなには大差はないと思うんですね。だから、そのどちらでもいいと言えばどちらでもいいんですが、そういう意味で、ただ、少し補足すると、請願事項は自治基本条例に基づいたものを正確にやっていきましょうよということでありまして、ある種当然のことが書かれているのではないかとも思うわけですし、それから2つ目のほうは見直しをということなものですから、いま一度、ちょっと改めて見て、何か欠点があれば直しませんかということが書かれているというふうに理解をしていますので、どちらも開かれた議会になるようにということは受けとめるという意味にはなると思うので、そんなにこだわりはしないんですけど、そんな考えでありますけど。

さっき大野委員が言われた細かいところですかね、手続のことなんかというのは、特に判断のところに入れなくてもいいのかなとは思っています。

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩します。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、ちょっと閉じて、再開をいたします。

再度、質疑を行います。

議員間討議ですけれども、質疑事項はありますか。

それでは、議員間討議を中止いたします。質疑に戻します。

◎委員（大野慎治君） 改めて請願者の方に、傍聴手続の見直しというところを改めて最後に述べていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。こういうところを見直してほしいというところを述べていただきたいと思います。改めて、最後。

◎陳述人（甲山海緒君） あくまで私としては、これをこうしてほしいというものではないです。ただ、市民が参加する会議ですよ、懇話会って。市民が参加する会議なんですよ、傍聴人も含めて、委員も含めて。それに対して、なぜこんなに制約があるのかというのがわからないと言っています、私は。

◎委員（須藤智子君） でも、請願事項には、執行機関が開催する会議もと

書いてあるんですよ。懇話会のことじゃなくて。だから執行機関が開催する会議全部ということですかね。

◎**陳述人（甲山海緒君）** 岩倉市市民参加条例に係る会議、執行機関が行っている会議のことです。だから秘密会とか、何かそういうのまでは含まれない会議です。市民が参加する会議です。

◎**委員長（櫻井伸賢君）** そのほか。

◎**委員（塚本秋雄君）** ちょっと当局に確認なんですけれども、公共施設再配置計画の資料は、議員も傍聴に行くんですけど、配られた資料は全部会議のときに見させてもらって、全部置いて帰ってきます。このとき懇話会も傍聴者が配られた資料、一式全部置いて帰ってきたかどうかという、そこだけちょっと確認させてください。

◎**子育て支援課長（西井上 剛君）** 私どものほうで御返却をお願いして、返していただいております。一部、お持ち帰りになられた方もいらっしゃいましたが、改めて後ほど御返却をいただいたということもございますので、結果として御返却はいただいておりますというふうに理解しております。

◎**委員（塚本秋雄君）** 私、そのことを聞いているんじゃないくて、配られた資料、10点あったら10点とも置いていってくださいよという傍聴者への会議だった懇話会だったということでもいいですか。

◎**子育て支援課長（西井上 剛君）** この資料は持って帰っていいとかというやり方はしておりませんでしたので、傍聴でお渡しした資料は全部御返却をいただいておりますという理解でございます。

◎**委員（塚本秋雄君）** 私は、市民参加条例で行う審議会等の会議については、ある程度、その審議会の委員として選ばれた人はもちろん、資料は当然あると思いますけど、傍聴者にもある程度の資料はあるべきだと思います。一切レジュメもなく、項目がない傍聴者だけでいいかどうかというのは、議会とちょっと違う形でありますから、僕は議会は傍聴者もわかるような形、それもホームページにも流れておるし、いろんなことをやっているから、その場に行ったときにレジュメもないような傍聴者、ただ聞いて帰ってくるだけ、それがいいかどうかというのは市民参加条例における中での議論は、この市民参加条例施行の傍聴規則の中は、僕は見直してもいいんじゃないかな。先ほど言われましたように、市民が参加する会議においては若干の資料の提供の仕方に工夫を凝らしてもいいんじゃないかなと思います。以上です。

◎**委員長（櫻井伸賢君）** それでは、趣旨採択という意見と、採択したらどうだという意見があります。

陳述人にお伺いをします。市民参加の会議ですから、趣旨採択を望まれるか、これの請願事項の……。

[発言する者あり]

◎委員長（櫻井伸賢君）　じゃあ、採択に向けて動きますよ、それでは。

請願しておるということは、採択してほしいという意味で請願しているという意味でよろしいですね。

それでは、これの採択に向けて、ちょっと手続を進めていきます。

質疑等全て出尽くして、議員間でそれぞれ討議をさせていただきました。

それでは、採択に向けて手続を進めます。

討論はございますでしょうか。

◎委員（相原俊一君）　岩倉市市民参加条例施行規則第6条見直しの請願について、反対の立場で討論させていただきます。

請願趣旨の文章の終わりに、例えば委員の意見が尊重されるように開かれた議会とありますけれども、まず、ここについても委員がそれぞれの委員会で意見を言うのは十分あることです。ただ、それは最終的には多数決になってしまうわけです。ですから、尊重していたら結論は出ないわけであります。

請願項目の1番の自治基本条例の市民が求める情報を正確に提供することを求めますとあります。これをそのまま認めると、じゃあ岩倉市は正確な情報を今まで提供していなかったこともあると認めることになることを危惧します。

2番目の執行機関が開催する会議、それは市民が参加する懇話会等とおっしゃいましたけれども、そこにもピリオドが打たれていないからどこまでになるかわからない。それと資料の持ち帰りについて、そういうことについて違和感を感じますから、反対の立場で申し上げます。

◎委員長（櫻井伸賢君）　そのほか、討論ございますでしょうか。

◎委員（塚本秋雄君）　岩倉市の市民参加条例施行規則第6条（傍聴規則）見直しの請願について、賛成の討論を行います。

自治基本条例が制定され、そして市民参加条例が制定され、いろんな形の中で取り組みがされております。やはり大事なものは、市民が主体とした協働をつくろうとしている岩倉の精神からしたら、先ほど言われましたけれども、市民が参加する会議においては、いろんな執行機関が行う会議がありますけれども、やはり市民が主体とした会議のあり方、資料の提供一つとっても見直すべきではないでしょうか。

基本的には、自治基本条例の中で情報共有の原則、市民、議会及び執行機関は、まちづくりに関する情報をお互いに提供し共有するということですか

ら、お互いの情報に差があってはいけないと思います。

よって、賛成の討論とさせていただきます。

◎委員（須藤智子君） 請願12号に反対の立場で討論いたします。

請願者がおっしゃる請願趣旨の最後の2行ですね、執行機関が開催する会議も省略等が行われないう、また委員の意見が尊重されるよう開かれた会議になることを求めますということは十分にわかります。そのとおりだと思っております。

ですが、請願事項に移りますと、1につきましては、正確に提供するということが当たり前なことなんですけど、正確に提供されていないと思えば、そういう個人情報保護審査会に訴える方法もあると思います。

それと2番ですが、2番は市議会同様開かれた会議となるよう傍聴規則の見直しとありますが、その中で、3番はあれですね、許可を得ずに録画、撮影はと言われましたけれども、市議会の傍聴規則は、本当に何の手続きもせずに録音・録画できますが、このことについては私は無防備だと思っております。だから、これを市の審議会のほうの傍聴規則に当てはめるということはちょっと考えられませんので、この請願事項については反対をいたします。

◎副委員長（榎谷規子君） 請願に賛成の立場で、請願第12号に賛成の討論をいたします。

先ほど反対討論の中で、個人情報を除く市民が求める情報を正確に提供することを求めますのところで、それは個人情報保護審査会に求めればいいんじゃないかと言われましたが、個人情報保護審査会はそういう審査会ではないと思います。個人情報を保護するためのさまざまな手続などについての審査会ですので、それは違うのではないかと思います。

また、文中の委員の意見が尊重されるよう開かれた会議になることを求めますという趣旨に、最初の反対討論の方は、一人一人の意見を尊重していたらまとまらないとおっしゃいましたけれども、やはり民主主義は多数決イコールではないと思います。やはり全ての一人一人の意見が尊重されて、やはり議論をする中で最終的に一致点を見出していくのが民主主義であると考えます。やはり一人一人の意見が尊重される開かれた会議になることを求めることは、岩倉市がこれまで自治基本条例をつくり、市民参加条例を市民と一緒につくってきたという経過の中で、やはりこの請願は受けとめるべきだと考え、賛成とします。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、請願第12号「岩倉市市民参加条例施行

規則第6条（傍聴手続）見直しの請願」を採択することについて、賛成の委員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手多数であります。

採決の結果、請願第12号は賛成多数により採択すべきものと決しました。休憩をいたします。陳述人の方、ありがとうございました。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、休憩を閉じ、再開をいたします。

陳述人の方、大変お待たせをいたしました。申しわけございません。

それでは次の議題に移ります。

陳情第13号「陳情書」を議題といたします。

岩倉市商工会から陳情書が提出されております。

陳情団体から陳述人がお越しになっております。御多忙の中ありがとうございます。

それでは、お待たせをいたしました。意見陳述をお願いいたします。

◎陳述人（藤井和彦君） 平素は、中小企業の指導育成並びに商工会、商工会連合会の運営につきまして格別の御指導、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、この度、県内57商工会の代表者が一堂に会して開催した平成30年度商工会長会議において、別添の内容について満場一致で決議しました。

つきましては、私ども商工会青年部、女性部を含め、4万5,000猶予会員の総意を賢察いただき、これらの決議事項実現のため、特段の御配慮を賜りますようここに陳情を申し上げます。

平成26年に、小規模企業振興の理念となる小規模企業振興基本法が成立し、あわせて商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律が一部改正されました。これにより、従来からの経営改善普及事業に加え、経営発達支援計画に基づき、小規模事業者に寄り添って経営計画策定及び実施支援を行う伴走型支援が商工会の重要な取り組みとして位置づけられました。

また、多種多様な地域課題が顕在化する中、課題解決を図り、地域を活性化させるためには、地域のブランド化やにぎわいの創出が必要であり、小規模事業者の役割は非常に大きいと言えます。

ついては、地域振興のためには、商工会が取り組む小規模事業者支援及び地域経済活性化等に資する事業は不可欠なものであり、これら事業を積極的に推進していくため、次のとおり要望いたします。

1. 商工会事業運営に対する財政的支援の維持、拡充。

商工会が十分にその役割を果たしていくために、県の小規模事業経営支援事業費補助金の交付対象となっている人件費や事業費については、市の小規模事業対策補助金として必ず交付対象とし、補助率のアップをする。また、商工会の大幅な自己財源獲得につながる公益的な事業への取り組み機会を優先的に提供するなど、配慮を要望します。

2番目、商工会の経営支援体制確立への配慮。

商工会は、従来の経営改善普及事業に加え、伴走型支援を実施する経営発達支援計画を実施するなど、事務量が増加する一方で、祭りやイベントなどでこれまで以上に人的、財政的負担が大きくなってきております。ついては、商工会の最重要な使命である地域の小規模事業者に対する経営計画策定、実行等による支援を確実に行うことができるよう、地域事業については別途十分な人的、財政的支援が行われることを要望します。

3つ、小規模企業振興基本法制定に伴う中小企業・小規模企業振興基本条例の早期制定と、商工会との連携推進であります。

条例制定に当たり、1. 小規模企業の振興の基本原則、2. 小規模企業施策について、3. 商工会との連携、4. 商業者の商工会への加入促進、以上の4項目を盛り込むように要望いたします。

4つ目、岩倉市ビジネスサポートセンターによる小規模事業者支援の強化。

商工会において、平成29年2月に開設した岩倉市ビジネスサポートセンターを新たな相談支援窓口として設置し、あわせて平成29年度から5年計画で策定した経営発達支援計画に基づき、市内事業所の約9割を占める小規模事業者への支援に取り組んでおります。

ビジネスサポートセンターを通じ、小規模事業者支援を岩倉市の産業振興に明確に位置づけ、地域産業活性化支援事業の施策を強力に推進するよう要望いたします。

5つ目、観光受発注における地元事業者を優先した自主機会の確保。

昨年度、採択されなかった要望であります。昨年度、地元商工会員を優先的に指名対象業者を選定するとしておりましたところ、地元事業者を優先的に指名対象業者を選定すると改め、再度要望いたします。

6つ、BCPの普及促進に向けた支援。

中小企業・小規模事業者の多くは、BCPの必要性を認識はしているものの、策定に当たっての十分なノウハウと財政力、財政的な余力がないことや、人手不足などが要因であるものと想定される。そのため、BCP講習会を開催し、一層の啓発を図っていくとともに、BCP作成に取り組む事業者に対し、機器・器具等の導入を促進するための助成金制度や、耐震化を図るため

の補助制度などの創設を要望します。

7つ目、中小企業・小規模事業者の事業承継への支援。

経営者の高齢化により、小規模事業者が減少しているこのような情勢の中、地域の雇用や貴重な技術、有形無形の財産が失われることを防ぐため、企業の経営及び資産の継承が円滑に行われるよう支援することを目的に、事業承継に取り組む中小企業・小規模事業者への事業承継補助金制度などの支援策の創設を要望する。

8つ目、人手不足、生産性向上に対する支援の強化。

愛知県内の経営環境は、大企業、中堅・中小企業を中心に緩やかな回復基調にあり、人材の確保についても学生の大企業思考を背景に、採用予定者数を確保している。しかし、県内産業を下支えしている小規模事業者においては、人材の確保、育成は容易ではなく、人手不足が常態化しており、仕事を受注できないケースも出てきている。そのため、小規模事業者が人材を確保するために、小規模事業者ならではの魅力を発信する取り組みへの支援や、女性、高齢者が活躍できる職場環境の整備等、生産性の向上を図るための支援策強化を要望します。

以上、終わります。

◎委員長（櫻井伸賢君） ありがとうございます。

取り扱いをどうするか御検討いただく前に、せっかくお見えになっておりますので、今御発言いただきました。あと、それと陳情書が提出されておりますので、この中身に基づいてお越しになっておりますので、委員各位のほうから聞いておきたいこと、確認したいことありましたら、それぞれ委員からの御発言を求めます。

◎副委員長（榎谷規子君） 先ほど、昨年ここはできないという5番目ですよ。表題の地元事業者を優先した受注機会の確保ということはいいんですが、文中に「商工会員を優先した受注」のところ、「優先した」というのがまだ文中に残っているんですが、今、おっしゃった中身では、これは昨年のものであるのでなしにとか、そこの確認を。やっぱり地元事業者を優先したという、この5番の大きな表題はオーケーだと思うんですが、どうでしょうか。

◎陳述人（藤井和彦君） その辺は、そこを地元ということであれば結構でございます。そちらのほうへ読みかえていただいても、ちょっと文章がそこだけ直していないんですが、当初随意契約ということは、随意契約の分に関しては商工会をとという形で考えておりましたものですから、文中にはそのようなことが書いてございますが、全体的にここを地元事業者を優先したとい

うことで読みかえて御承認いただければ、それはそれで結構でございます。

◎委員（須藤智子君） この陳情は、県のほうへも出されたんですか。岩倉市だけ。

◎陳述人（藤井和彦君） これは、県のほうに出すものは、今後これで終わったら出します。報告します。

◎委員（須藤智子君） これは全国の商工会でやられている。

◎陳述人（藤井和彦君） 同じものではないです。県は県のほうで、県には別のものが提出してあります。

◎委員（須藤智子君） 内容が違うということですか。

◎陳述人（藤井和彦君） 全くではないんですけども、違うものが提出されてきて、各市は各商工会が独自にそれを、基本的なものは来ておりますが、岩倉市に合ったものを直して、各市のほうに提出、今回陳情させていただいておきまして、愛知県の方には県の連合会のほうが出しております。県の連合会のものをつくったものに署名捺印して、県のほうには送っております。県とは別です。

◎委員（相原俊一君） この提出として、議会は承りましたけど、行政側にもお出しになっていらっしゃる。

◎陳述人（藤井和彦君） 市のほうには出してございます。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか。

◎委員（塚本秋雄君） 今、市のほうで振興基本計画制定に向けて取り組んでいますけど、そのほうには商工会としても参加されているかどうか、参考までに。

◎陳述人（藤井和彦君） 過去もう2回ございまして、私ども職員全員参加しております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、御確認で御発言、質疑をされる方はお見えになりますでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ないですね。

それでは、一旦これで質疑を終了いたします。

この陳情は、過去2回、私も議事録を調べましたら、平成29年3月、それと平成29年12月の2回でございまして、請願並みの取り扱いをして、一部採択をしておるという実績がございまして。

今回、この陳情の取り扱いをどうするか、ここで協議をさせていただきます。

まず、前回までやってきたということを実績として申し上げさせていただきます。

きますならば、岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱第9条の規定により、請願並みに扱うということで御異議ある方ありましたら御発言ください。

◎委員（梅村 均君） 昨日、陳情書を見させていただきました。結構多岐にわたるところもあり、昨年と少し表現も変わっているところもあり、こういった内容をせつかく陳情していただきましたので、採択をするというよりは、陳情書ですから、どうしても採択しなければいけないというものではないので、この内容を一つ一つ、やはり委員会のほうでも研究をして、何か市のほうへ提案をできることを模索したほうがいいのではないかと思います。

若干、市の状況とか、現状がちょっとわからないところもありますので、そういったものを調査しながら、ここで今採択するのではなく、少し議会なりの研究をさせてもらいたい、そんなふうを受けとめたらどうかと思います。

◎委員（大野慎治君） 過去2回、私も担当しておりましたが、請願並みに取り扱っていますので、請願並みに取り扱うべきだと私は思います。

◎委員（塚本秋雄君） 私は、書かれている陳情書の中身は政策提案という位置づけでいいと思っています。全部読ませていただきましたし、過去3年間も携わってきておりますし、振興基本計画も市も取り組んでいただいているいいときでもありますし、その他項目全部を見ても、政策提案、要望、陳情でありますので、全て私はこれ賛成にしてもいい、請願に切りかえてもいいというのが僕の個人的な考え方です。以上です。

◎委員（須藤智子君） 私は梅村委員と同じ意見なんですけど、この中には、やはり岩倉市が補助金を出している事業とかもありますので、出して支援しているというのがありますから、やっぱり請願並みに採択するのではなくて、皆さんといろいろ考えていければいいなと思います。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、いかがでございましょう。

◎副委員長（榎谷規子君） その違いがよくわかりませんが、請願並みに採択するということは、そこで賛成であれば、内容を一つ一つ調査して受けとめるということじゃないんですか。

◎委員（梅村 均君） そうですね、まだその内容を判断する上で、いろいろ今市がやっていることはどこまでやっているのかとか、どこが足りないだとか、あと、最後8番なんかは魅力の発信、取り組み支援強化ということですけど、じゃあこれは具体的にどういうことをやればいいんだとか、そういうことを議会で議論をしていったほうがいいんじゃないかなと思います。

これ、採択して市へ出してしまうと、特に、余り議会としては、例年の感じでいくと、それほど取り上げにくくなるような傾向もあったり、それはちょっと違うかもしれませんが、結局執行機関のほうへも出しているもので

すから、わざわざ別にここで議会在採択して出さなくてもいいんじゃないかなと。議会は議会で、こういう研究材料、今は委員会代表質問や委員会の政策提案という手法もあるものですから、そういうやり方へ目指していったらどうかという意見ですね。

◎副委員長（榊谷規子君） ちょっとわからないですが、採択するということは、内容を一つ一つ調査して、議会で受けとめるということでしょう。だからそれを今、国に意見書を出してくださいとか、そういう内容ではないので、採択して出さなくてもというのがわからないです。

◎委員（梅村 均君） 済みません、採択のことで言うならば、採択をする判断材料が私にはないというところです。まだ整っていないというところですね。

◎委員（大野慎治君） そうであれば、質疑すればいいと思いますが、または、そのような御判断であれば継続審査にする。それで3月にもう一回お時間をいただいた上で、勉強不足だということがあるんだったら、それは継続審査した上で3月議会でもいいんじゃないかということで、僕は、今ちょっとこれ以上、ここから質疑するとかなり1項目ずつ長くなりますので、委員会として継続審査して、3月のときにもう一回考えるということではいかがでしょうか。

◎委員（須藤智子君） 陳情で継続審査というのは、今までありましたかね。

◎副委員長（榊谷規子君） だから請願並みに取り扱いましょうということだから、継続審査じゃないの。

◎委員（須藤智子君） でも、請願じゃないんですよ。

◎副委員長（榊谷規子君） 陳情書だけど、請願並みに取り扱うことに異議ありますかと委員長がさっきおっしゃって、みんな異議ないということ。

◎委員長（櫻井伸賢君） いやいや、出た。

◎委員（梅村 均君） 1つ、逆に榊谷委員に聞きたいのは、どうして採択しなければいけないんでしょうか。

◎副委員長（榊谷規子君） 私は、まだ5番で「商工会員を優先した」というのが抜けていないので、そこがきちんと抜けて、読みかえてもらえばと言われたけど、読みかえるだけでいいのかなというの疑問なんですけど。だから一つ一つを調査して受けとめていくということだったら、陳情は政策提言として受けとめて、請願並みに取り扱いましょうということなので、どうでしょうかと思うんですけど。

◎委員（塚本秋雄君） 2年間、請願並みに採択されたでしょう。そのとき岩倉市議会は、中小企業・小規模企業振興基本計画で1年かけてしっかりこ

の中身を議論して、どの部分がどうだってやってきましたから、私はもう議会としては、この部分については勉強していると思います。例えば当局はやっていることはやっているけど、それがじゃあ30%、40%にするという、それだって一つの方法だと私は思いますから、今、当局が中小企業をやっているあの条例ができれば、これは全部網羅されてくると私は思っております。

◎委員（大野慎治君） 請願並みに取り扱いをした上で継続審査ということが、今できる最大限の、請願並みに取り扱うこととして、みんなで継続審査としてもう一回、再度3月のときにお時間をいただきたいということであれば、それで僕はいいと思いますが。

◎委員（梅村 均君） その請願並みにしなくても、別に議会や委員会として提案をしていけば、そんな何も変わりはないと思うんです。今までじゃあ2年採択した結果、それがどうなったんだと、そこでやれていること、やれていないこと、その辺って一体どうなったかわかりますか。

◎委員（塚本秋雄君） 2年間やった結果で、当局に中小企業の振興基本計画を政策提案しました。その結果、当局はやりますと言って今やっています。僕はそれを見守っていきたい。それは2年間請願並みに採択したから動いたと私は解釈しております。

◎委員（梅村 均君） その3番の事項ですよ、それは。あと同じようなところでいくと7番、4番が同じですかね。8番も同じですよ。この辺はどんな状況になっているんでしょうか。いわゆるそういうところを確認した上で、やっぱり議論をしながら議会としての提案をしていったほうがいいのではないかということですけどね。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか。

◎委員（須藤智子君） 請願並みに扱うということだと、やはり一つずつやって、これは今支援しているから採択する必要はないというのもあるんですけど、そうすると請願並みに扱うというのは難しいと思います。

◎委員（大野慎治君） そうしますと、過去に2年間採択してきた議会としての議決責任というものもございますし、私も去年委員長でしたので、皆さん全員賛成でこれを議決してきたんですよ、過去2年間。だけど、中身についてもうちょっと勉強したい、もうちょっと議論したいということであれば請願並みに取り扱って、3月のときにもう一回請願並みとして継続審査して、時間をかけてみんなでもう一回議論してやればいいじゃないですかと。今ここでやってもいいんですよ、質疑を始めて、一項目ずつ。去年だって一項目ずつやってきましたよ、一個ずつ。これが賛成できるか賛成できないかということをやってきました。私委員長でしたから。そういった部分のところは

しっかりと議論をした上で、今やるべきだと思うので、私は請願並みに取り扱った上で、ちょっと皆さんで協議会等でもう一回協議をもんで、その上で3月議会にもう一回採択するかしないかというのは判断するべきものだと思っておりますので、いかがでしょうか。

◎委員（梅村 均君）　なので、採択するにおいて、判断材料がちょっとまだそろわないところがあるので、ちょっとここで採択するのはどうかなという、これは私だけかもしれませんが。過去やったことが悪いとか、そういうことじゃないです。過去は過去で採択すべきことが最善だということでやられてきたことだし、いいんですけど、今はそういう委員会の政策提案もあるし、委員会代表質問もできたし、だから、そういうものを使いながら生かすほうへしたほうがいいんじゃないか、陳情だからね、請願で出てきているわけじゃないので、そういう方向性のほうがいいんじゃないかと、しかも多岐にわたるから、なかなか請願で継続審査といたって、どこまで終われるかわからないし、そういう意味で継続して調査しながら研究していったほうがいいんじゃないかなと思ったんですけどね。

◎委員（大野慎治君）　平成29年度、私この委員会の委員長をやらせていただきましたので、そのときも陳情を受けて採択されて、1項目でしたけど、中小企業・小規模企業振興基本条例について、委員会として全委員の皆さんのお力をかりながら条例案をつくって、最後、議長のもとに提出して政策提言という形でさせていただきました。ただ、よくよく採択した上で、そういうこともできるんですよ、委員会というのは。その後政策提言ということもできるし、もともとが議会ってそういう力を持っていますので、これが採択すべきではないというよりも、採択した上で政策提言ということもできるし、それは判断です。そのときの委員長や委員会の判断ですから、私は皆さんで採択されたことを委員長として、1項目でしたけど、全力で取り組むということだってできるので、そういったことは委員会代表質問を取り上げてできることですし、どんどんやっていけばいいと思いますけど、もうちょっと勉強する時間が必要であるんだったら、僕は何度も繰り返しになりますが、請願並みに取り扱った上で継続審査といたしたことしか今は、これが一番最善の策かなと思います。

◎委員（塚本秋雄君）　請願と陳情、一緒だよ中身は、請願者がおるかおらんかだけのことであって、だから陳情として採択していいんじゃないのと僕は思います。請願並みにこだわるんだったら、陳情として採択したらいいんじゃないですか。

◎委員（梅村 均君）　もし採択するなら、ちょっと僕は判断材料がないか

ら退席しますけど、もっと勉強したほうがいいんじゃないかということなんです。調査をしたほうがいいんじゃないかということなんですけどね。どうなのかなあと思って、陳情で出てきているわけだから、一応。もちろん請願並みに扱ってやるというのものもあるんだけど。これ、委員会で請願並みにやるということは決められましたかね。

◎委員長（櫻井伸賢君） まだ決めていません。

◎委員（梅村 均君） ルール上。本会議で請願並みに扱うかどうかというのは決をとると思うんですけど、委員会として、委員会でやっちゃうという。

◎委員長（櫻井伸賢君） それぞれ委員、時間が欲しいようですけど。

◎委員（梅村 均君） しかしね、やっぱり予算にかかわることも書いてあるんですよ。お金のかかることも。だから、そういうものを余りこの場で採択というのが、ちょっと僕も悩むところなんです。だからいろいろ調査したほうがいいんじゃないのかなと思ったりもするんですけどね。

◎委員（大野慎治君） 基本的に、市議会もそうですけど、当局も商工会も、みんなで協働してまちづくりしていくので、やっぱり必要な政策措置は、最後当局の判断なんです。議会としては採択するけど、採択すべきだと思えますよ、僕は。予算措置というのは、中小企業・小規模企業振興基本条例制定に向けては、今年度も来年度制定に向けて進んでいるので、懇話会をやりながら。それでもそのときはやっぱり議会としての一致団結というのがないと進まないものもありますので、やっぱりそういうものは議会としての判断でやっていくべきだと、僕は最後思います。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、よろしいですか。

◎委員（塚本秋雄君） ある程度、団体請願ですから、団体の言葉が入っていたとしても、あるいは団体の考え方が入っていたにしても、あるいは岩倉市の商工会のことが入っていても、これはやむを得ないと僕は思った。

中身は、要望する訴えです。訴えについては素直に心を傾けて、一緒に考えてやっていくということで捉えております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、いかがでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） だから、今、意見陳述もいただいているわけですので、一つ一つの意見陳述の中で一つ一つ要望するという項目を陳述していただいたわけなので、やっぱりそれを受けとめていくということで、やはりその陳述人に寄り添うということで採択ではないかと思うんですが、やっぱり一つ一つの予算を伴うことでやれないことがいろいろあるという梅村さんのことでは、その予算一つ一つやれないから、議会としては採択できないということではないんじゃないかなと思うんですが。

◎委員（梅村 均君） やっぱり議会としてやってほしいというか、そのことを意思表示するために採択ということがあると思うので、議会が決めて、あとは執行機関にというふうではないと思うもので、議会は議会として、やっぱり責任を持って、採択するなら、やっぱりそれはそれなりの一定の見込みというか、そういうものを持って採択すべきじゃないかなと思いますけどね。

◎委員（大野慎治君） 繰り返しになりますけど、採択した以上は、最後、できていないことは委員会代表質問とか、そういった形で再度提言していくという形でもできるんですから。さっき梅村委員が言ったように、委員会として採択した上でも提言というのはできるので、そういったことは今の議会の新しい取り組みとしてできるようになりましたので、そういったことはできるのではないかと思います。

◎委員長（櫻井伸賢君） いかがでしょうか。

時間が要るようでしたらば、継続というような選択肢も一つありますけれども、いかがでしょうか。

出ませんか、結論。

〔発言する者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは、継続審査といたします。それに当たっては、請願でないといけないということで。

◎委員（塚本秋雄君） ちょっと待って。私は採択していいと思っているんだけど、継続する人もおるわけでしょう、委員会はまとまらんでしょう、それを報告していけばいいんじゃないの。両方の意見をやっていけばいい、本会議で。

◎委員長（櫻井伸賢君） 陳情のままということで。

◎委員（塚本秋雄君） 継続という意見と、請願並みで採択したいという意見が両方あって、委員長としてまとめていけるようになったらまとめてもらって僕はいいと思います。

◎委員長（櫻井伸賢君） 委員会としては……。

〔発言する者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ちょっと休憩します。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） 休憩を閉じて、再開をいたします。

お昼ですのでいったんこれで、お昼休憩いれます。午後から再開いたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

◎委員長（櫻井伸賢君） 1時10分に再開をいたします。おつかれさまでした。

（休憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） 済みません、お待たせをいたしました。

休憩を閉じて、再開をいたします。

午前中、商工会の陳情書の中で、それぞれ委員から御不明な点、お聞きになりたい点ということをお願いいただきましたので、昼から陳述人の方は他用があるということで失礼をするということでございましたので、陳述人の方は御退席をされましたので、午後からはなしで、このまま進めさせていただきます。

午前中、この陳情書の取り扱いについて議論があったところでございます。

それぞれ陳情内容が多岐にわたっております。これをこの短期間、出された日にちが11月26日できょうということで、非常に短期間であります。また、内容につきましては8項目ほどの内容にわたっております。この短期間である一定結論を出すというのは、議員の皆さんそれぞれ勉強して、それぞれ読み込んで、ある一定の結論を導きたいというような思いがあったのかなという、午前の論調を聞いていてそう思いました。

そのために、継続審査に付する方向で持っていきたいと思っておりますので、まずこの陳情を請願並みに取り扱うことにより継続審査に付していく方向でいきたいと思っておりますので、まず、本陳情を、岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱第6条の規定により請願並みに取り扱うことに御異議ございませんでしょうか。

◎委員長（櫻井伸賢君） なし。ありがとうございます。

〔発言する者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 多数決をとる。

〔「多数決をとってもらっていいですよ。僕はちょっと異議があるから」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） わかりました。それじゃあもとに戻します。

岩倉市議会請願書及び陳情書取扱要綱第6条の規定により、本陳情を請願並みに取り扱うことに賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手多数であります。

よって、本陳情は請願並みに取り扱うことといたします。

それでは続きまして、本陳情書、先ほど冒頭申し上げましたように、内容

が多岐にわたって短期間でありましたので、それぞれ委員各位において所管事務調査を行うため、継続審査に付したいと思います。

賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 全員賛成でございます。

全員賛成をもって、本陳情書は請願並みの取り扱いとし、継続審査に付することに決しました。

これを持ちまして、陳情第13号「陳情書」の議題を終結いたします。

それでは、お待たせをいたしました。議案のほうへ参ります。

休憩をいたします。

（休 憩）

◎委員長（櫻井伸賢君） それでは休憩を閉じ、再開をいたします。

それでは、議案第74号「岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」を議題といたします。

12月3日の本会議で提案理由説明が行われております。当局の説明を省略して質疑に入りたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

それでは、質疑に入ります。

質疑のある方はどうぞ。

◎委員（梅村 均君） 今回の条例制定でございますが、総務大臣からの要請での移行ということでございます。岩倉市として、この移行に対するメリットというんですか、よい点というのをどのように考えているか。こういう公営企業会計に移行するというので、他市との比較なんかもしやすくなるんじゃないかとも思うんですけど、その辺、移行してよい点をどのように考えているかをお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 移行に対するメリットですけれども、官公庁会計から公営企業会へ移行する主なメリット、目的になるんですけれども、市民に対して事業の運営状況をわかりやすく提示することができるようになることです。

委員おっしゃいますように、他市町との比較もしやすくなることも考えられますが、現金主義・単式簿記から発生主義・複式簿記による会計方式に変えることによって、損益計算書や貸借対照表等の財務諸表作成を公表することができるようになります。

◎委員（梅村 均君） ありがとうございます。

では、移行についてですけど、全部または一部を適用しというようなことの中で、今回一部を適用したということですが、そのあたりは何か理由はあるんでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 条例第3条の関係になると思いますけれども、まず一部適用とか財務規定等を適用することを言いまして、全部適用だと財務規定に加えて職員の身分、取り扱いも全て適用されることになります。

一部適用にした理由ですけども、近隣市町の状況や自治体の規模等から、下水道事業としましては一部適用を採用いたしました。ちなみに、近隣市町では、全部適用をしているのは名古屋市、春日井市、一宮市、そして今移行途中であります小牧市になりまして、その他は全て一部適用というふう聞いております。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

第7条で出てくる会計管理者というのがあるんですが、これは誰になるのか、これまでと変更があるのかどうかをお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 第7条は、会計事務の処理について定めていますけれども、公営企業会計では、会計事務は企業出納員が行うことになっております。しかし、一部適用では会計管理者に委任することができるというふうに規定されておりまして、ここで言う会計管理者とは、今回新たに設置するものではなく、今、会計課のところにおります会計管理者と同じになります。したがって、条文にもありますように、公金の収納及び支払いに関する事務及び公金の保管に関する事務は、今までどおり会計管理者が行うことになります。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

移行において、国の支援でアドバイザー派遣だとか、研修の支援があるようですけれども、こういう移行に向けての職員の準備状況というのはどんなふうでしょうか。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 国の支援のアドバイザー派遣というのは、岩倉市では受けておりませんが、28年度から以降業務を外部に委託しておりまして、その中で研修や移行支援をしてもらって、職員のほうは準備をしております。

また、国の支援といたしまして、その地方公営企業法の法適用に要する経費は、全て起債によって賄うことができるという国の支援がありまして、岩倉市でも、今回の移行業務の外部委託の委託費は、全て起債対象としております。

◎委員（梅村 均君） わかりました。

あと最後ですけど、参考までに、現在の下水道整備の整備率と今後の方針がどうなっていくのかという、そのあたりのお考えをお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 岩倉市の下水道の現在の整備状況ですけれども、整備率としましては約68.4%となっております。

今後の方針ですけれども、今回企業会計化に伴って、特に方針を変えるということはありませんでして、現在、毎年約10ヘクタールの供用開始を目指して整備を進めておりますが、当面はこの目標を変えることなく進めていきたいと考えております。

◎委員長（櫻井伸賢君） その他の質疑はいかがでしょうか。

◎副委員長（榎谷規子君） 本会議でも6条、8条について質疑があったところですが、具体的にお聞きしたいと思います。

6条のところで、下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除についてということで、これまでどういうことがあったのか、また、どんなことが想定されるのかということについてお伺いします。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 今まで特に賠償責任の件はありませんでした。

今後も、特にこういうものを想定してというものを想定しているわけではなく、こちらの岩倉市の水道事業ですけれども、こちらでも同じ条文、議会の同意を要する賠償責任の免除についてというものも規定されておりまして、また、総務省発行の地方公営企業法の適用に関するマニュアルでも、こちらを規定することには具体例として示されておりまして、今回、条文に入れさせていただいております。

◎副委員長（榎谷規子君） 8条についてはどうでしょうか。具体的にどういことがあって、今後、どういうことが想定されるのかということについてお聞かせください。

◎上下水道課統括主査（大徳康司君） 8条も6条と同様になりまして、議会の議決を要する負担つき寄附の受領等ですけれども、特に今までこういった事例がありましたというものはございません。

今後につきましても、特にこういったものを想定してというわけではなく、こちら先ほどと同様に、水道事業の設置条例、また総務省発行のマニュアルでの事例に倣いまして条文に加えております。

◎委員（大野慎治君） すごく基本的な質問ですが、公営企業会計に移行するための職員体制は万全でしょうか、お聞かせください。

◎上下水道課長（松永久夫君） 先ほど答弁したように、昨年から準備に向

けての業務も外注しながら、そういったコンサルのノウハウも得ながら、今いる職員での研修とか勉強会もやりながら進めておりまして、現体制でこれまで進めてこれておりますので、今不足というわけでは考えておりません。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ほかに質疑はないようですので、これで質疑を終結いたします。

議員間討議、必要な方があればお申し出ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ございませぬね。

それでは、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はなしと認めます。

これで討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第74号「岩倉市公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第74号は、全員賛成により原案のとおり決すべきものとなりました。

次に、議案第88号「岩倉市道路線の廃止について」を議題といたします。

12月3日の本会議で、こちらも提案理由の説明が行われております。当局の説明を省略して質疑に入りたいと思います。

それでは、質疑をどうぞ。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 質疑はないようですので、質疑をこれにて終結いたします。

質疑はないということで、議員間討議もないと思いますので、次に進みます。

議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はありませんでしたので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第88号「岩倉市道路線の廃止について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第88号は、全員賛成により原案のとおり決すべきものと決しました。

続きまして、議案第89号「岩倉市道路線の認定について」を議題といたします。

こちらも本会議で提案理由の説明が行われておりますので、当局の説明を省略して質疑に入りたいと思います。

質疑はございますでしょうか。

◎委員（梅村 均君） 道路線の認定でございますが、参考までにでわかればと思うんですけど、岩倉から見て天保橋の先ですね、その道路の名称はどうか、岩倉市ではないのでわからないかもしれませんが、もしわかればお聞かせいただけないでしょうか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） 北名古屋市での天保橋から南の路線についてですが、こちらは確認しましたところ、道路名称が北名古屋市道A-2号線というふうに聞いております。

◎委員（梅村 均君） わかりました。この岩倉市の今回名称が変わるんですが、名称の変え方というのか、何かルールみたいなものがあるんでしょうか。

◎維持管理課統括主査（竹安 誠君） ルールというふうな定義は、特にはないんですが、基本的に計画道路になっているところの名称と、整備された後の認定される道路については同じに合わせてきているというのがありましたので、今回もそれに倣ってという形で名称のほうをつけております。

◎委員長（櫻井伸賢君） そのほか、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ございませんね。

それでは、質疑を終結いたします。

議員間討議、こちら必要な方、お申し出ください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） ございませんね。

それでは、議員間討議を終結いたします。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 討論はありませんでしたので、討論を終結いたします。

それでは、採決に入ります。

議案第89号「岩倉市道路線の認定について」賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第89号は、全員賛成により原案のとおり決すべきものと決定をいたしました。

当委員会に付託されました議案は以上でございます。

本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（櫻井伸賢君） 異議なしと認めます。

以上で総務・産業建設常任委員会を終了したいと思います。これにて散会いたします。お疲れさまでした。長時間拘束して申しわけありませんでした。おわび申し上げます。申しわけありません。